

市道の通行禁止（制限）は

申請（許可）から**届出**に変わります

令和6年3月1日（金）から

【移行期間：令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月31日（日）】

道路法第46条の規定に基づく通行禁止（制限）については「申請に伴う許可」から「届出」に変更となります。

（変更前）

- ・ 通行禁止（制限）の申請書類一式（正副）と関係機関用通知を必要数提出
→ 決裁後、「許可番号・許可日」を付加し「市長印」を押印して許可とする

（変更後）

- ・ 通行禁止（制限）の届出書、届出者・関係各位用通知書、必要書類等を提出
→ 決裁後、「受領番号・通知日」を付加し、届出者用通知書等で承認とする
→ **関係各位用通知書を必要部数コピーして、関係各位へ通知してください**

市道の通行禁止（制限）届出書（書類の様式が一部変更となります）

【届出書類】※以下の書類を2部ずつ作成し、正本用と副本用で提出してください。

- ・ 市道の通行禁止（制限）届出書
- ・ 届出者用通知書
- ・ 関係各位用通知書（警察署長・消防署長ほか関係各位用）
- ・ 付近見取図（全面通行禁止の場合は迂回路をはっきりと表示すること）
- ・ 道路標識等設置調書 ・ 平面図 ・ 保安対策図 など
- ・ 道路工事届出書（消防署長あて）

【注意事項】

受領番号等を付加した通知書を受け取った後、必要部数を作成して警察署や消防署、関係各位等へ通知してください。

◆市道の通行禁止（制限）届出書の「様式や記入例」はこちらから

<https://www.city.oita.oita.jp/o162/dokan/tuukoukinshi.html>



〈問い合わせ先〉

大分市役所 土木建築部

土木管理課 道路占用管理担当班

電話：097-537-5992（直通）